

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月3日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41481">https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/41481</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	県立の中学校に在学する経済的に困窮している生徒の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する就学のための援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第五の項 県立の中学校に在学する経済的に困窮している生徒の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する就学のための援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	秋田県就学援助事業実施要綱第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の就学を援助し、もって義務教育の円滑な実施を資するために、必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		秋田県就学援助事業実施要綱